

### 参考資料 3

(第11回会合(平成19年7月30日永浦委員提出書面意見))

#### 家電リサイクル法見直しに関する提案

委員 永浦 貞志  
(全国電機商業組合連合会)

本合同会議で、当連合会の全国組合員 25,000 名の現場からの悲痛な声と実態について要望を述べてきました。

今回改めて、小売事業者の義務と規定されている「収集運搬システムの改善と環境の整備について」循環型社会の構築に向け小売事業者が社会的責務を果たす上で「社会インフラ作り」は、法律の円滑な運用のためにも大変重要な課題であり、次の通り具体的にご提案させていただき、委員各位にご検討を御願致したいと思っております。

#### 問題点

リサイクル料金の前払い制導入が議論されているが、消費者は4品目を排出する際に「リサイクル料金」が必要である事は、5年経過した中でその必要性は、概ね認知されていると思えるが、小売事業者が「収集・運搬」に必要とする費用については認知されていないのが実態となっている。

特に、地域家電店の場合は、適正な収集運搬費用を請求してもその事が値引き要求の対象とされ、かかる経費・コストは自己負担で対応しなければならないのが実態となっている。

家電流通は過当競争環境で、収集運搬費用を商談の対象としている小売事業者もあり、このため適正対価の請求が困難となっている。

また、「指定引き取り場所」はA・Bグループに区分されているため、地域店が運搬引渡に伴う時間、経費の負担は経営上に大きな影響となっている。

製造事業者は国内の流通機構に対し、経済合理性の追求を強めているにも係わらず、現在のシステムは流通の実態を無視した、不合理で非効率となっている部分を流通に押し付けた仕組みといえる。

リサイクル費用を仮に前払いとなっても、小売事業者の収集運搬費用の問題は依然として改善されないまま残る。

#### 改善提案

1. 小売事業者の責務である「製造事業者への引渡義務」の引渡場所を、個々の「小売事業者の店頭」に見直して頂きたい。この事によって小売事業者の義務は全て店頭完結するシステムを検討いただきたい。
  - ・ 小売事業者が排出者から店頭までの収集は義務を負う。(従来通り)
  - ・ 別紙概要図に示す通り、製造事業者はコールセンターを設けるなど運搬車を小売事業者の店頭に配車し現在の集積所に運搬する。

## 利点

消費者の収集運搬に伴う費用負担が公平となる。

- ・ 現行は小売事業者が指定引き取り場所までの、遠・近があるため消費者の負担が不平等になっていることが改善できる。

製造事業者は現在の指定引き取り場所について検討する必要がなくなる。

小売事業者の自己負担経費が軽減できる

## 課題検討が必要と思える事項

製造事業者が運搬に伴う経費を消費者に負担を求めることになるためリサイクル料金に含めるなど変更を行わなければならなくなるかどうか。

製造事業者が運搬するために必要とする車両の許可問題は廃掃法に課題として検討が必要となるのか。

以上提案いたします。

# コールセンター設置概念図

